

横浜市天神ホーム 令和 7 年度 事業計画

目次

1. 所在地
2. 利用定員
3. 管理運営基本方針
4. 職員の状況
 - (1) 責任体制
 - (2) 職員配置計画
 - (3) 職員研修計画
 - (4) 職員会議等計画
5. 特別養護老人ホームにおける施設入退所に対する考え方
6. 短期入所における受け入れ体制
7. 特別養護老人ホームにおける利用者へのサービス提供(短期入所含む)
 - (1) 処遇方針(施設サービス計画)の作成計画
 - (2) 排泄介助の実施計画
 - (3) 入浴の状況及び被服の着替え等に対する対応計画
 - (4) リハビリテーション・クラブ活動等の実施計画
 - (5) 食事实施計画
 - (6) 医療・健康管理の実施計画
 - (7) 入所者や家族等との連携
 - (8) 身体拘束廃止への取り組み計画
 - (9) 認知症への取り組み計画
 - (10) 重度者及び医療対応者への取り組み計画
 - (11) 看取り介護(ターミナルケア)への取り組み計画
8. 事故防止対策
9. 苦情受付体制
10. 防犯、防災、緊急時の対応
11. 近隣の他機関(福祉・保健・医療・教育機関等)との連携
12. 地域団体(町内会・地区社協等)との連携
13. 個人情報の保護体制
14. 情報公開の取り組み
15. 衛生管理への取り組み

【別紙資料】

- ・ 別紙 1:管理運営基本方針(基本理念)
- ・ 別紙 2:横浜市天神ホーム 組織図
- ・ 別紙 3-1・3-2:令和 7 年度 職員研修計画
- ・ 別紙 4:職員会議計画

令和7年度 事業計画

特別養護老人ホーム 横浜市天神ホーム

1. 所在地 横浜市南区浦舟町3丁目46番地
2. 利用定員 特別養護老人ホーム 78名、短期入所生活介護 2名
3. 管理運営基本方針 別紙1「基本理念」のとおり

4. 職員の状況

- (1) 責任体制 別紙2「横浜市天神ホーム」組織図のとおり
- (2) 職員配置計画(特養+短期=80名の定員に対して)

施設構造が4ユニットとなっており各ユニットに1名ずつ夜勤介護職員者を配置するため毎日4名(国基準は夜勤介護職員3名)の配置をして手厚い介護を実施している。直接処遇職員については、概ね2:1の配置となるよう努めているが昨今の人材不足から厳しい状況が続いている。今年度は、技能実習生など外国籍人材も積極的に受け入れて人材の確保育成に努める。

前年度に引き続き、ICT や介護ロボットを活用することにより職員の業務の効率化を図り、職員の介護負担の軽減につなげていく。また、それにより利用者の生活の快適性の向上や事故防止等の効果も見込まれることから、職員の離職を減らし定着率の向上を目指す。現在の介護人材の不足を鑑みると、ICT を活用で効率の良い介護の実現を目指していき、少ない職員でも適切な介護の提供できるように転換していく。

配置計画人数は以下の通りとする。

令和7年4月1日

	国配置基準	令和7年度計画	備考
施設長(管理者)	1	1	
看護職	3	5(4.8)	常勤換算
介護職	23.7	34.0	常勤換算
生活相談員	1	3(2.4)	内2名は介護職員を兼務
機能訓練指導員	1	1(0.2)	看護職員が兼務
介護支援専門員	1	2	生活相談員の内、2名再掲
管理栄養士	1	1.58	
事務員	—	0.4	(常勤換算)
その他	—	0.6	障害者雇用含む(常勤換算)

- (3) 職員研修計画
別紙3「令和7年度 職員研修計画」のとおり
- (4) 職員会議等計画
別紙4の通り

5. 特別養護老人ホームにおける施設入退所に対する考え方

横浜市が定める入退所指針に基づき「特別養護老人ホーム横浜市天神ホーム入退所要綱」を作成している。それに従い、入退所検討委員会を設置し原則として月1回開催して公平な入所順位の決定を行っていく。退所者が出た際には速やかに入所ができるような体制に努める。また、入所に際しての相談や施設見学等も随時対応していく。また、関係機関とも連携して、虐待等の緊急に対応しなければならない優先入所についても受け入れを行っていく。

6. 短期入所における受け入れ体制

感染症が発生した場合、短期入所の利用を制限せざるを得ない状況下で、経営安定のために短期入所の定員を2名として運営している。2名定員と小規模ではあるが、少しでも多くの利用者が利用できるような効率の良い運営に努めていく。これまでと同様にキャンセル待ちの受付表を作成し、キャンセルが発生した場合、居宅介護支援事業者等へ連絡を取り迅速な対応を行う。また、居宅介護支援事業者の主催するサービス担当者会議に積極的に参加し、利用者の在宅生活の継続に資する。

特養床において利用者が入院され空床となった場合も、居宅介護支援事業者と連携し、短期入所利用希望者を積極的に受け入れる。このことにより地域の社会資源として、より有効活用されると共に経営の安定を図っていく。尚、長期利用者のベッド利用については、重要事項説明書に記載し、十分な説明と了承を得たうえで行う。実際の短期入所床への利用の際は、再度ご本人及びご家族の同意が得られた場合とする。短期入所への申し込みは、公平性を保つために2ヶ月前の1日付けFAXにて受け付けを行っていく。

7. 特別養護老人ホームにおける利用者へのサービス提供(短期入所含む)

(1) 処遇方針(施設サービス計画)の作成計画

当ホームは施設長、看護職員、介護職員、生活相談員、介護支援専門員、管理栄養士などの専門職員が配置されている。施設サービス計画とはこれらの職種がその機能を効果的に活かしながら、利用者一人ひとりの状況を把握し、ケアサービスの内容を決定したものである。生活相談員の内2名が介護支援専門員資格を取得しておりサービス計画立案や見直し業務の中心を担っている。

施設サービス計画は利用者及びその家族と職員が協働し、要介護状態であっても、それぞれの有する能力や状態に応じて、少しでも自立した生活が営めるよう、目標を立て、統一したサービスが提供できるようにしていく計画である。そのために、利用者やその家族からの要望や意向を把握して立案、評価、見直しを実施していく。サービス担当者会議においては、可能な限り、利用者及びその家族の参加を得て実施していく。

ア 施設サービス計画策定手順

- ① 利用者の日常生活を把握(その人が有する能力、環境等) …アセスメント
利用者・家族の今後に対する生活の希望の収集。
- ② 問題点を明らかにする。
利用者が自立生活を行えるよう支援する上で解決すべき課題の把握。 …アセスメント
- ③ 施設サービスの目標、達成時期、サービス内容、そのサービスの実施上留意すること等、サービス計画原案の作成。 …サービス担当者会議
- ④ そのサービス計画の原案を利用者・家族に説明し同意を得る。
- ⑤ 施設サービス計画の基づくサービスの実施。

- ⑥ 状態の変化等でサービスの内容が変更となる場合、その都度サービス計画の見直しや修正を行う。
- ⑦ 定期的(6ヶ月毎)に繰り返し評価、見直しの実施。(計画の変更) …モニタリング

イ 施設サービス計画策定計画

- ① 新規入所者 …入所開始前(暫定プラン)もしくは入所後速やかに施設サービス計画を作成。
- ② 既入所者 …定期的な見直しは、6か月に1回はモニタリングを実施し、変更があれば変更する。
原則として1年に1回は作成を行う。

※ 上記にかかわらず、利用者の状況に変化が生じた場合などはサービス計画の見直しは随時実施する。

(2)排泄介助の実施計画

- ① 可能な限り「自立した排泄」を目指して排泄介助を行っていく。

	介助内容
自立の段階	・ 排泄見守り ・ 声かけ、同行
一部介助の段階	・ トイレ誘導 ・ ポータブルトイレ誘導 ・ 尿器、便器介助
全介助の段階	・ ポータブルトイレで座っておむつ交換 ・ ベッド上でのおむつ交換

- ② おむつ交換実施計画

	交換回数	交換時間	定期交換以外の対応
常時使用者	3回	5:00,14:00,22:00	尿量の多い方など 2:00 にも交換を実施。希望時などは随時行う。
夜間のみ使用者	2回	5:00,22:00	

(3)入浴の状況及び被服の着替え等に対する対応計画

- ① 入浴の状況(週2回以上の入浴)

		曜日	時間帯
一般浴	男性	月・火・水・金・土・日	10時00分～11時00分
	女性	〃	11時00分～12時00分
中間浴(個浴)	男性	〃	10時00分～11時00分
	女性	〃	11時00分～12時00分
機械浴 (ストレッチャー)	男性	月・火・水・金・土・日	14時00分～16時30分
	女性	〃	14時00分～16時30分

※ 本人の事情により入浴日に入浴できない利用者への対応

- ・全身清拭の実施。
- ・入浴が可能となった場合、次の定期的入浴日もしくは定期的入浴日に入浴を実施する。

※ 行事等により入浴日に入浴できない場合の対応

- ・利用者にももって周知、了解を得た上で、通常入浴の実施日でない木曜日に入浴を実施する。

※ 入浴時におけるプライバシーへの配慮

- ・男性、女性別に入浴時間の設定。
- ・カーテンやドアを利用し脱衣室から浴室内が見えないようにしている。同様に廊下から中の様子が見えないようにして実施する。
- ・集団での入浴を好まない利用者は個人対応で入浴の実施。

② 被服の着替え等

	対 応 状 況
被服の着替え	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴日(週2回) ・発汗、排泄失敗、食べこぼし、外出時等はその都度 ・起床後、就寝前(要介助者・毎日)
洗 濯	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の洗濯室にて対応。
寝具の交換	<ul style="list-style-type: none"> ・シーツ、枕カバー、防水シーツは週1回交換 ・他、汚れてしまった時などはその都度交換。

(4)リハビリテーション・クラブ活動等の実施計画

新型コロナウイルスにより、ボランティア活動やレクリエーション活動、行事等を自粛せざるを得ない状況が継続していたが、徐々に施設内行事などが実施できるようになっている。

今年度は、実施できていないクラブ活動を再構築して、新たにクラブ活動を指導していただけるボランティア等を導入して、各種のレクリエーションを活発化していく。

① リハビリテーション実施計画

- ・リハビリテーション…嘱託医師等と検討の上、機能訓練指導員を中心に機能回復訓練を実施する。
- ・ラジオ体操、嚙下体操…毎日、ラジオ体操の音楽を流し体操を行う。その後、嚙下体操を実施。
- ・日常生活での機能維持活動…おしぼりたたみ、エプロンたたみ等のお手伝い等、日常生活動作の中において、本人の残存機能を活かした支援。

② クラブ活動計画

上記のとおり、今年度に再構築を行う。

③ レクリエーション

お好み食、おやつレク、外出レク、誕生会等の実施。

④年間主要行事

4月 お花見	10月 秋の日帰り旅行
5月 端午の節句	12月 鍋パーティー、防災訓練(夜間想定)
7月 開所記念祭	1月 初詣、新年会
8月 納涼祭、浦舟複合福祉施設夏祭	2月 節分
9月 敬老祭、消防訓練	3月 ひな祭り、複合施設合同防災訓練

(5)食事实施計画

- ① 利用者が、より家庭に近い状態で生活できるように援助するという方針に基づき、生活の中で大きな比重を占める食事を「潤いのある施設作り」の一環として位置付ける。
- ② 食事を通してコミュニケーションの改善に努め、QOLの向上から利用者の社会性が高まるよう援助する。

③ 利用者の身体的特質・嗜好に配慮し、季節感のある素材の味を生かし、また、家庭的な雰囲気を楽しんでいただける食事の提供の実施。

④ 栄養ケアマネジメントの実施継続

利用者一人ひとりに合った栄養ケア計画を作成して、実施する。他職種と共に協力して利用者の栄養改善に取り組む。低栄養の利用者には栄養補助食品のみに頼らず、各利用者の嗜好等を考慮して柔軟な対応を行っていく。昨年度に引き続き、栄養マネジメント強化加算の取得を進める。

⑤ 食中毒の予防

食中毒の予防・まん延防止指針に基づき食品衛生及び厨房内の衛生管理の徹底を図るとともに、フロア等においても衛生管理を徹底する。

⑥ 適時適温による食事提供。

⑦ 行事食、誕生会食の実施。 …1回以上/月

⑧ 郷土料理の実施。 …1回/2ヶ月

⑨ 選択メニューの実施。 …1回以上/月

⑩ ソフト食の充実を図る。

⑪ 食事向上委員会の実施。 …1回/月

⑫ おやつレクリエーションの実施 …随時

⑬ 食事時間

朝食 概ね 7:30～ 8:30

昼食 概ね 12:00～13:00

夕食 概ね 18:00～19:00

⑭ 食事場所

天神ホームは従来型の特養であるが一つのフロアに利用者が集まるという食堂形態にはなっていない。各ユニットの食堂・ダイニングでそれぞれに食事を摂れるような新型特養的な構造となっている。また、ご利用者の希望に応じて居室などでも摂取可能としている。

(6) 医療・健康管理の実施計画

嘱託医師の指示のもとに利用者の健康管理は常に注意を払い日頃より疾病等の予防に努めていく。特に利用者の重度化が進んでいるため、医療対応が必要な利用者の割合が多くなっており、協力医療機関と連携して適切に対応していく。6年度介護報酬改定に盛り込まれた協力医療機関との連携体制や新興感染症発生時等に対応を行う医療機関との連携が構築できるよう取り組みを強化していく。

体調不良者の早期発見治療により、入院日数を減らすよう取り組む。

当ホームは従前より協力歯科機関と連携して口腔ケアを重点的実施事項として取り組んできた。基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、状態に応じた口腔衛生の管理の実施に対応している。協力歯科機関のナガタ歯科医院の歯科医師・歯科衛生士が週1回来所され、その指導の下、利用者の口腔ケアに積極的に取り組み、報酬改定に対応した口腔ケアの実施に努めていく。

・嘱託医師診察 …6回/月(水・木) ・利用者健康診断…1回/年(10月)

・利用者胸部レントゲン撮影 …1回/年 ・協力病院 …本牧病院、横浜中央病院

・協力歯科医院…ナガタ歯科

(7) 入所者や家族等との連携

① 利用者からの相談等

- ・フロアごとに介護職員を固定し利用者個々のニーズを把握しやすくし、利用者が気軽に職員とコミュニケーションを取れるような雰囲気作りをしている。
- ・満足度調査…利用者満足度調査を実施。結果を検討し業務改善等の実施。
- ・介護相談員との関係を密にして、利用者ニーズの発掘を行う。
- ・サービス担当者会議(ケース会議)に参加を促進し、意見や希望を把握する。
- ・御意見箱の設置

② 家族等との連携

- ・サービス担当者会議(ケース会議)への参加促進。
- ・日帰り旅行や敬老祭など、行事への参加促進による連携強化。
- ・常日頃より連絡体制を密にし、利用者の状況の変化について随時報告を行う。

(8) 身体拘束廃止への取り組み計画

身体拘束適正化委員会を中心に身体拘束を行わないケアを継続している。

(9) 認知症への取り組み計画

認知症になってもその人らしく生活を送れるよう認知症介護技術の向上に努める。認知症介護実践リーダーと認知症介護実践者の研修終了者を中心に認知症ケアの充実を図っていくとともに、認知症介護実践研修・実践リーダー研修に参加し、アセスメントやコミュニケーションの方法などを学び、効果的な支援を行っていく。

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉 関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけるという国の方針が示されたので、対象職員がいる場合は対応していく。

(10) 重度者及び医療対応者への取り組み計画

ホームの本入所者割合も要介護4・5の利用者の占める割合が70%以上になり、利用者の重度化がさらに進んでいる。さらに医療対応が必要な利用者が増えているので、より適切な介護を提供するために、介護および看護の連携体制のさらなる充実を図れるよう体制の再検討や研修の実施に努めていく。

重度化に伴い利用者の褥瘡対策も課題となっている。当ホームは従前より褥瘡予防委員会において利用者全員の褥瘡発生評価から褥瘡予防計画を策定して、褥瘡の発生予防や発生した場合の対応等に積極的な取組を行っている。褥瘡予防を強化して引き続いて加算を取得していく。

(11) 看取り介護(ターミナルケア)への取り組み計画

前年度の退所理由の死亡退所者の内、ほとんどがホーム内での看取りとなっている。今年度も嘱託医や協力病院と連携して、看取り介護の実施に努めていく。

当ホームは従来型特養であるが、個室が半数あり多床室(2人部屋)もほぼ個室対応ができており、プ

ライバシー保護が可能となっている。利用者、家族ともに住み慣れたホームでの終末を希望される場合が多いので、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等に沿った取組を行い、看取り介護のさらなる機能強化を促進して、看取り介護を積極的に実施していく。

8. 事故防止対策

- ・「事故発生防止のための指針」に基づき事故予防に努める。
- ・事故対策委員会の開催 …1回/2ヶ月
事故対策委員会にて事故内容の検討(発生時間・事故種類・発生場所・原因)を行い事故再発防止の対応を協議し全職員へ周知を行う。
- ・「介護事故防止・対応マニュアル」に沿って職場研修等で事故対策について周知徹底を図る。
- ・リスクマネジメント関連の講習などに職員を派遣。派遣職員は研修報告を作成し、会議等で報告し事故防止に活用する。
- ・ヒヤリハット報告書を作成。職員は報告書を閲覧し事故発生等の状況や対策を共有する。
- ・発生した事故については、速やかに法人、横浜市健康福祉局高齢施設課へ事故報告書を提出する。
- ・リスクマネジメント強化として、特養における事故発生の防止と発生時の適切な対応(リスクマネジメント)を推進する観点から、安全対策担当者を定めることを義務づけることが国から示された。事故発生の防止等のための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する方針となり組織的な安全対策体制の整備を新たに評価することとなったので、適切な体制が取れるように対応していく。

9. 苦情受付体制

当法人は「横浜市内所在施設の苦情解決に関する規程」を策定している。この規程に従い、横浜市天神ホームは苦情受付体制を整備している。苦情受付担当者(生活相談員)や苦情解決責任者(施設長)、第三者委員等の規定を定め、施設内の掲示や重要事項説明書に記載し説明を行うと共に、HP等で周知を図っていく。

また、施設内に御意見箱を設置している。また、利用者アンケートを実施し要望等の把握に努める。

10. 防犯、防災、緊急時の対応

(1)防犯について

当施設は12階建ての複合福祉施設の4, 5階で運営をしている。複合施設では共同して防災センターを設置してあり防災センターと連携をして防犯にあたっている。ホーム玄関は、オートロック式になっているが、昼間は面会票の記入及びホルダー着用による来所者のチェックを行う。夜間はロックをかけており中から職員が確認をして解錠をする対応としている。

(2)防災について

建物全体の共同防火管理協議事項に基づき、浦舟複合福祉施設内の各団体が全体を守ろうという意識で防災に取り組んでいる。「天神ホーム消防・防災計画」に基づき自衛消防組織を中心に、日常の点検や防災訓練を実施し非常時に備えている。

(3)緊急時の対応

BCP 計画に基づいて安全確保体制、迅速な対応の確保、職員の緊急時の役割の明確化、緊急時のリスクを事前に把握する取り組みを行っていくことで、業務が継続できるように努めていく。

11. 近隣の他機関(福祉・保健・医療・教育機関等)との連携

当施設は地元根ざし、地域のニーズに応じてきながら歩んできた。その歩みの中から今のホームの形が築きあげられてきた。関係機関との連携を強化していくなかで、今後も地域の社会資源として多様化する福祉ニーズにも対応できるよう、職員の自覚を深め資質の向上を図っていく。

利用者が在宅から当施設に入所しても、可能な限りこれまでの生活の継続性とケアの連続性が確保されることが重要であると考えている。そのため、地域の生活者である利用者が、在宅での生活と施設での生活との間に断絶が生じないよう、これまでの関係性を維持できるよう地域ケアプラザや担当ケアマネジャーとは、今後も情報交換や連携等を深めていく。

特別養護老人ホームは社会福祉法人の施設として、日頃から近隣の福祉・保健・医療機関等と連携を図ることはその社会的使命であると考えている。特に災害時には避難受入施設として利用者だけでなく地域の高齢者等の生命と生活を守る拠点として被災者の緊急受け入れのほか、備蓄食糧等緊急救援物資の提供についても、関係機関と密接に連携して取り組む。

教育機関等とは、昨今の深刻な介護人材不足に対応すべく、介護福祉士実習指導者を複数配置し介護福祉士養成機関からの実習依頼に対応できる体制の整備により養成機関との連携の強化に努める。介護職員各種研修機関等とも連携を深め、介護人材育成にも協力し福祉マンパワー育成確保に努めていく。

12. 地域団体(町内会・地区社協等)との連携

家庭や地域とのつながりを重視する観点から、当施設では利用者を町内会や地区社協等の地域団体の催し(文化・社会活動、レク、飲食や買い物)に積極的に参加・見学の機会を確保していく。

また、施設のHPでのフェイスブックを活用し、施設の情報を町内会や地区社協等に広報するほか、近隣保育園児や小学生等との交流やボランティア活動、見学者の受入れの場など地域福祉の拠点となるよう連携に努める。

当施設は浦舟複合福祉施設の4、5階にあり、8階にある区社協とは各種ボランティアの紹介を依頼することや、区社協での催しに利用者が参加する等連携しながら施設運営を進めていく。

ヨコハマいきいきポイント受入施設として、ボランティアの方々も積極的に活動をしていただける場の提供を行う。現在は理容のボランティアが月に1回理髪を行っている。他のボランティアはコロナ感染のため活動を自粛しているが、今年度から再度、ボランティアが活動できるよう体制を整えていく。

13. 個人情報の保護体制

個人情報保護法の制定により、サービス利用者や社会が社会福祉法人に要求する管理レベルは飛躍的に高まっている。社会福祉施設が取り扱う個人情報の内容や性質からも他の事業分野以上の厳格な管理の実施が強く求められていることを各職員は念頭に置き、秘密保持に関する全ての法令等を遵守し、以下の取組を行っていく。

① 「(福)横浜社会福祉協会個人情報管理規程」に従い個人情報の実践。

② 職員研修内容: ・個人情報の取り扱い ・従事者の遵守事項

・従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する罰則並びに民事上の責任等

14. 情報公開の取り組み

介護保険の実施に伴い、利用者が介護サービスを適切に選択できるよう十分な情報公開を行うことが重要となっている。利用者は良いサービスを選択したい希望を持っているので、施設サービス情報を公開することによって、利用者から選択され、そのことによって、さらに施設の介護サービスの質が向上することが期待できる。

そこで、当施設ではホームページにより施設案内、基本情報を公開、常時更新に努め最新の情報を提供に努める。

当法人は「社会福祉法人 横浜社会福祉協会情報公開規程」が策定されている。また、横浜市が示す「情報公開に関する標準規程」に準拠した「特別養護老人ホーム横浜市天神ホーム情報公開規程」も策定している。当施設もその規程に従い情報公開に努め、利用者等の理解と信頼の確立に努めていく。

15. 衛生管理への取り組み

施設は利用者にとって生活の場である。利用者の快適な生活確保のためには、利用者の高齢、虚弱という特質を十分考慮に入れ、施設の衛生管理及び感染症・中毒等の発生や予防に最大限努力していかなければならない。

「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針」に基づき感染症対策委員会を中心に、予防対策を実施していく。感染症については平常時の対応と発生時の対応を定め、感染症対策委員会において感染のリスクとその対策に関する基本的な知識や、押さえるべきポイント等を検討し、予防及びまん延防止に努める。

BCP(事業継続計画)に基づき、新型コロナウイルスに対する平時及び発生時の対応も策定している。それに則り、平時からの準備や感染症拡大の局面の局面になっても事業を継続できるようにする。

【管理運営基本方針】

社会福祉法人 横浜社会福祉協会 基本理念

◎ご利用者幸福の追求

・私たちはご利用者を尊重し、生命、自由、プライバシー、個々人の人格権を守ります。そしてQOLの向上に根差した、真の満足を追求します。

◎地域貢献の追求

・地域に開き、地域に赴き、地域の声を聴く。私たちは常に地域に寄り添い、真の地域貢献を追求します。

◎職員幸福、職務環境の追求

・法人は職員を支え、学び努力する姿勢を応援し、職員の自己実現が可能な職務環境を追求します。

◎今を、未来を支える福祉の追求

・私たちは常に自分たちのあり方を見直し、地域が求める福祉に対応できる組織であるため、改善を続けます。そして、より良い福祉の実現を目指し、挑戦を続けます。

令和7年度も横浜市天神ホームの管理運営にあたっては、「天神ホームにおけるサービスの拡充や事業の推進に貢献することにより、市民の安らかな生活の確保に寄与すること」および「天神ホームにおける市民サービスの継続的かつ安定的提供を担う責任を有することを十分に踏まえ、天神ホームの管理運営を、責任を持って全うする」という指定管理の意義を確認し、適正かつ円滑に運営していくことを基本方針とする。

運営にあたっては、法人経営理念のもと、横浜市天神ホームは「お一人おひとりを大切に。在宅生活の延長を」の実現を目指す。

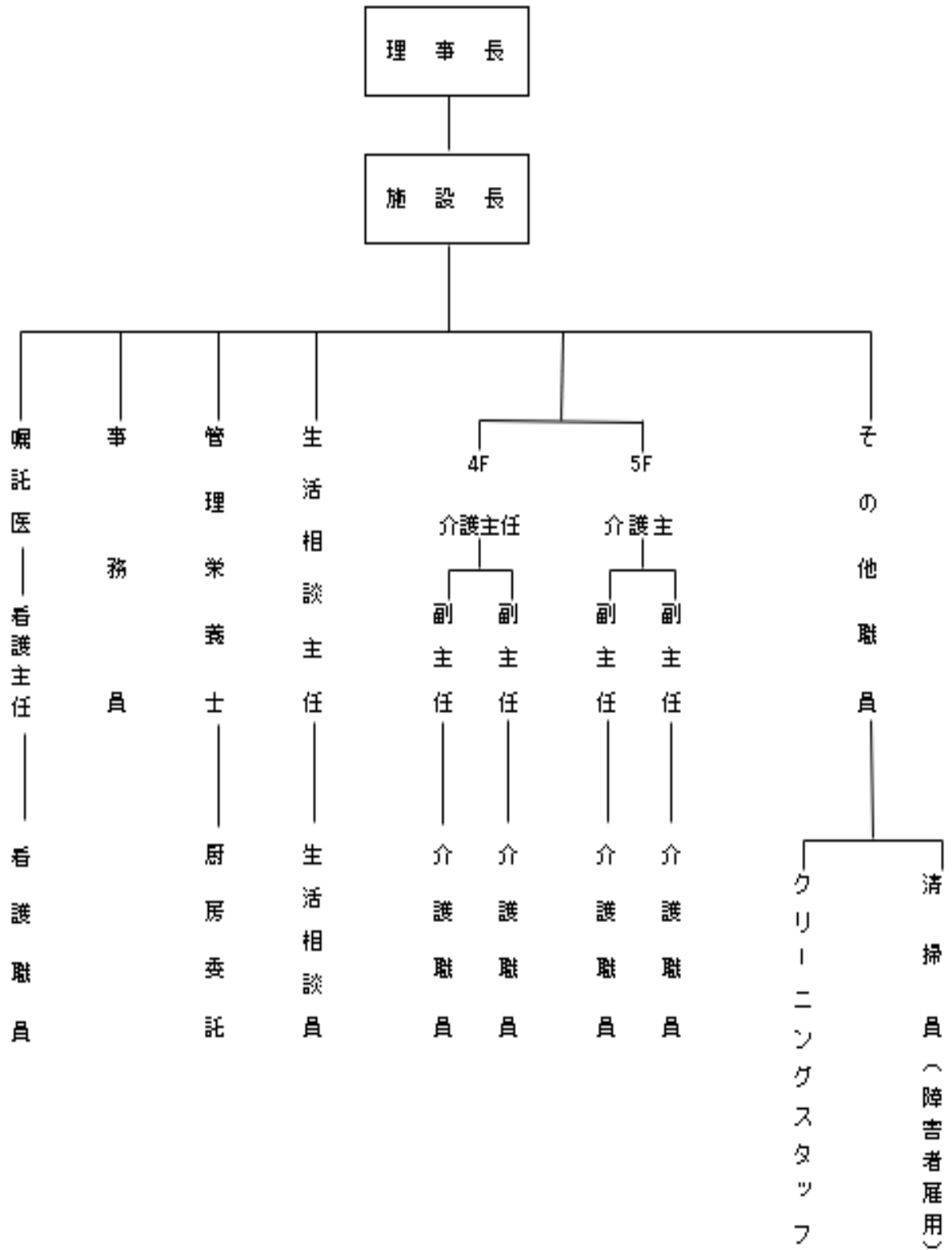
当施設の居室は個室及び個室対応が出来る二人部屋となっており、従来型特養だが4つのユニット(小単位)構造となっている。この特性を最大限に活かし、家庭的で利用者本位のサービス提供に努める。さらに個人の尊厳を尊重し、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むよう支援を行う。

また、短期入所生活介護や施設入浴サービスにおいても、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努め、ご家族の介護負担の軽減や、利用者の在宅生活の継続への援助を行っていく。

環境への配慮を積極的に行っていく。

- ・節電の実践…蛍光灯の間引き、不要な照明の電源を切る。OA機器等の節電の実施、LED照明への切り替え等
- ・節水対策…節水コマの導入検証
- ・業務効率化の実践
- ・ゴミの減量化
- ・事務用品の再利用等のオフィスのエコ化の推進
- ・クールビズ、ウォームビズの推奨

横浜市天神ホーム組織図



令和7年度 職員研修計画

特別養護老人ホーム 横浜市天神ホーム

福祉サービスの基本は「人を相手とし、人の手によって行われる専門的なサービス」であり、利用者と施設職員という人対人の関係である。特に個別処遇に取り組む当施設では、利用者職員とはより密接な人間関係となる。そのため、職員のコミュニケーション能力と気づきを得た後の問題解決能力の向上のため、研修はますます重要になり、研修カリキュラムの開発と継続的な教育・研修が欠かせない。

そこで、当施設の運営に当たっては、法人の職員育成を目的とした「目標支援制度」に基づく全体研修への参加や、天神ホームの職員研修計画に基づく研修実施と共に、研修報告書による研修結果のフォローアップに努める。

令和7年度 職員研修計画

1. 階層別研修

	研修のねらい
初級実務階層 (1年未満)	<ul style="list-style-type: none"> ○ スムーズな職場適応を図る ○ 基礎的知識・態度や技術を習得する ○ 社会人・組織人としての自覚・知識を習得する。 ○ 専門性の基礎作りを行う。
中級実務階層 (2～5年未満)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職業人としての自己の確立を図る。 ○ 実践的技術・知識の習得と応用 ○ 各職種の専門性の拡大を図る。 ○ 職業観の確立を図る。 ○ 福祉の基礎的資格を取得する。
実務指導階層 (5年から8年未満)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門性の深化を図る。 ○ 福祉サービスの動向を見据えた最新の知識・技術を発展させる。 ○ 実践的な問題解決能力を取得する。
指導的職員 (現場役職者等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高度な専門知識、技術を習得する。 ○ スーパーバイザーとしての役割を自覚する。 ○ サービスの企画力や評価力を高める。 ○ 職員指導に関する知識、技術を習得する。
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組織的活動の意義と内容の理解。 ○ 管理者としての役割を自覚する。 ○ 管理者としての問題解決能力、総合的判断力、戦略的形成力を高める。 ○ 地域福祉の推進役としての力量の向上。

2. 研修の態様

研 修 内 容	開催頻度
施設内研修	開催予定月
感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修	5・11月
褥瘡対策研修	5月
看取りに関する研修(実施にあたっての精神的ケア研修含む)	5月
介護事故の発生又はその再発防止に関する研修	2・8月
介護事故の発生等緊急時の対応に関する研修	2・8月
倫理及び法令遵守に関する研修(プライバシー保護・人権等)	8月
個人情報保護に関する研修	2月及び採用時随時
医療研修(吸引、連携・緊急時等)	2月
非常災害に対する研修(防災訓練等)	9・3月
高齢者虐待防止に関する研修	年2回
法人内研修	開催頻度
介護主任会議(法人内入所施設、介護主任による勉強会、研修会)	年3回
栄養士会議 (法人内入所施設、栄養士による ")	年3回
看護主任会議(" 看護主任による ")	年3回
経理事務職員研修(法人内各施設事務員による情報交換、研修)	随 時
新採用職員採用時研修(個人情報保護、介護事故予防他)	年1回
新採用職員フォローアップ研修(コミュニケーション、ストレス軽減)	年1回
評定評価者研修	随 時
研 修 内 容	
横浜市・南区・市社協等	
○ 横浜市 介護保険事業者講習会	年1回
○ 横浜市 衛生管理講習会	年1回
○ 南区 給食施設における栄養管理講習会	年2回
○ 横浜市 感染症対策指導者養成講習会	年1回
○ 南区 感染症対策研修会	年1回
○ 南区 消防操法技術訓練会	年1回
○ 市社協(高齢福祉部会→各研究会・特養分科会等)	各々年6回程度
○ ウイリング横浜(介護知識、介護技術、OJT研修等)	随 時
○ かなふくセミナー(")	随 時
○ 南区(特定給食施設栄養管理研修会)	年2回等
民間事業者等	
○ 事業者未定 ・認知症ケアについて	
・身体拘束排除の取組について 等	随 時

※ コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い職員が集合をしての研修が実施しづらいため、オンライン研修などを利用して、研修を実施している。

職員会議計画

会議名称	開催頻度
職員会議(業務伝達や検討等)	1回/月
事故防止対策委員会	1回/2ヶ月
食事向上委員会	1回/月
サービス担当者会議(ケース会議)	随時
褥瘡予防委員会	1回/月
感染症対策委員会	1回/3ヶ月
入退所検討委員会	1回/月
労働安全衛生委員会	1回/月
身体拘束適正化委員会	1回/3ヶ月
排泄支援委員会	1回/月
虐待防止委員会	1回/3ヶ月

資金収支次期当初予算

令和 7年 4月 1日

(単位：千円)

事業活動による収支	大	中	小	当年度予算額	次期予算額	増 減	備 考		
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入		368,109	377,791	9,682			
		施設介護料収入		276,244	288,449	12,205			
			介護報酬収入	216,806	226,091	9,285	本入所利用率 97.0%		
			介護報酬収入(処遇改善)	30,259	32,173	1,914			
			利用者負担金収入(公費)	2,854	2,900	46			
			利用者負担金収入(一般)	22,785	23,529	744			
			利用者負担金収入(処遇改善)	3,540	3,756	216			
			居宅介護料収入(介護報酬収入)	12,548	9,763	△2,785			
				介護報酬収入	11,017	8,546	△2,471	短期入所利用率 150%	
				介護報酬収入(処遇改善)	1,531	1,217	△314		
			居宅介護料収入(利用者負担金収入)	1,632	1,318	△314			
				介護負担金収入(公費)	95	62	△33		
				介護負担金収入(一般)	1,339	1,091	△248		
				介護負担金収入(処遇改善)	198	165	△33		
			利用者等利用料収入	72,405	74,605	2,200			
				食費収入(公費)	1,001	1,022	21		
				食費収入(一般)	41,744	42,983	1,239	本入所 41,451千 短期入所 1,532千	
				居住費収入(公費)	9	0	△9		
				居住費収入(一般)	29,651	30,600	949	本入所 29,356千 短期入所 1,244千	
			その他の事業収入	5,280	3,656	△1,624			
				補助金事業収入(公費)	5,188	3,600	△1,588	医療対応 3,600千	
				補助金事業収入(一般)	10	0	△10		
				受託事業収入(公費)	82	56	△26		
			経常経費寄附金収入	130	0	△130			
				経常経費寄附金収入	130	0	△130		
			受取利息配当金収入	1,253	1,253	0			
				受取利息配当金収入	1,253	1,253	0		
			その他の収入	886	654	△232			
				利用者等外給食費収入	725	609	△116		
				雑収入	161	45	△116		
				雑収入	45	45	0	自販機手数料	
				退職金収入(横浜)	116	0	△116		
				事業活動収入計(1)	370,378	379,698	9,320		
		事業活動による収支	支出	人件費支出		245,779	253,526	7,747	
				職員給料支出		164,322	168,694	4,372	
					職員給料支出	132,012	136,826	4,814	正職員2名採用
					処遇改善手当	32,310	31,868	△442	
				職員賞与支出		32,996	33,144	148	
					職員賞与支出	28,364	28,512	148	
					賞与処遇改善手当	4,632	4,632	0	
				非常勤職員給与支出		18,459	18,410	△49	
					非常勤職員支出	17,392	16,753	△639	非常勤1名採用 処遇改善手当への振替により減
					処遇改善手当	1,067	1,657	590	
				退職給付支出		1,536	364	△1,172	
					退職共済掛金(福祉医療機構)	364	364	0	
	退職一時金・退職金			1,172	0	△1,172			
法定福利費支出				28,466	32,914	4,448			
事業費支出				64,566	65,621	1,055			
	給食費支出			27,131	28,119	988	食材費値上げ 年間988千		
	介護用品費支出			3,985	4,122	137	紙おむつ 3,308千 タオル154千 車椅子2台140千他		
	医薬品費支出			302	358	56			
	保健衛生費支出			560	425	△135	利用者レントゲン代223千 害虫駆除153千 レジオネラ菌検査42千他		
	被服費支出			1,600	1,743	143	寝具リース料1,331千 ベッドマット412千円		
	教養娯楽費支出			207	230	23	行事費110千円 新聞購読料120千円		
	日用品費支出			660	610	△50	ペーパータオル・トイレトーパーパー355千 洗濯洗剤171千 ボディソープ・シャンプー32千他		
	水道光熱費支出			27,141	27,141	0			
				電気料	9,566	9,566	0		
				ガス料	8,076	8,076	0		
		水道料	9,499	9,499	0				
	消耗器具備品費支出	2,514	2,407	△107	食器調理器具215千 使い捨て手袋974千 マスク96千 タオルウーマ-4台90千 洗濯機2台132千 布団乾燥機4台33千 食器洗剤類153千他				
	車輛費支出	466	466	0					
		車輛費	247	247	0	車検1台 点検等			
		車輛燃料費	219	219	0				
	事務費支出	36,425	36,067	△358					
		福利厚生費支出	706	763	57	永年勤続慰労金250千 職員健康診断196千 職員レントゲン51千 職員インフルエンザ予防接種216千他			
		職員被服費支出	362	494	132	職員制服代 309千円 制服クリーニング代185千円			

資金収支次期当初予算

令和 7年 4月 1日

(単位：千円)

	大	中	小	当年度予算額	次期予算額	増 減	備 考
		旅費交通費支出		18	18	0	
		研修研究費支出		433	212	△221	研修ライセンス料124千円他
		事務消耗品費支出		424	377	△47	
		印刷製本費支出		30	60	30	封筒44千 名刺16千
		修繕費支出		1,557	250	△1,307	厨房計画修繕予算108千他
		通信運搬費支出		628	628	0	電話料金236千 切手代郵送代132千他
		広報費支出		44	0	△44	
		業務委託費支出		27,702	27,959	257	
			委託料	27,702	27,959	257	床清掃窓ガラス清掃1,320千 建物委託料5,411千 グリストラップ・高圧洗浄・雑排水槽清掃141千 給食業務委託料19,720千 事業系指定ゴミ袋1,141千他
		手数料支出		584	421	△163	カイトクマッチング手数料207 K C S回収手数料114千 振込手数料68千他
		保険料支出		378	303	△75	施設賠償保険料120千 自動車保険料183千
		賃借料支出		482	173	△309	コピー機リース料170千円 駐車料金3千円
		租税公課支出		73	73	0	消費税47千 車検重量税印紙代26千
		保守料支出		2,805	2,500	△305	建物保守1,117千 ケアカルテ保守289千 ガスヒーポン619千円 コピーカウンター料145千他
		渉外費支出		3	3	0	
		諸会費支出		166	166	0	
		技能実習生関係費		0	1,637	1,637	特定技能実習生受入費用 2名
		雑支出		30	30	0	
			雑支出	30	30	0	自販機設置料 21千円他
	利用者負担軽減額			358	358	0	
		利用者負担軽減額		358	358	0	
	その他の支出			1,220	609	△611	
		雑支出		495	0	△495	
			雑支出	495	0	△495	
		利用者等外給食費支出		725	609	△116	
		事業活動支出計(2)		348,348	356,181	7,833	
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		22,030	23,517	1,487	
施設整備等による収支	収入			0	0	0	
		施設整備等収入計(4)		0	0	0	
	支出	固定資産取得支出		3,206	3,943	737	
		車輜運搬具取得支出		2,506	0	△2,506	
		器具及び備品取得支出		693	2,790	2,097	パソコン入替2,400千 N A S150千 眠りスキャン2台240千
		その他の取得支出		7	1,153	1,146	N I コラボ160千 資産管理ツール143千 給湯器2台850千
		施設整備等支出計(5)		3,206	3,943	737	
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△3,206	△3,943	△737	
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入		2,149	0	△2,149	
		退職給付引当資産取崩収入(横長)		1,063	0	△1,063	
		その他の積立資産取崩収入		1,086	0	△1,086	
			修繕積立資産取崩収入	1,086	0	△1,086	
		拠点区分間繰入金収入		1,594	0	△1,594	
		拠点区分間繰入金収入		1,594	0	△1,594	
		その他の活動収入計(7)		3,743	0	△3,743	
	支出	積立資産支出		7,919	8,336	417	
		退職給付引当資産支出(横長)		3,888	3,946	58	横浜市社協退職共済掛金
		その他の積立資産支出		4,031	4,390	359	
			修繕積立資産支出	3,644	3,644	0	
			処遇改善積立資産支出	387	746	359	処遇改善積立金
		拠点区分間繰入金支出		10,878	11,135	257	
		拠点区分間繰入金支出		10,878	11,135	257	本部へ繰入 収入3%
		その他の活動支出計(8)		18,797	19,471	674	
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		△15,054	△19,471	△4,417	
		予備費支出(10)		0	0	0	
		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		3,770	103	△3,667	
		前期末支払資金残高(12)		467,150	467,150	0	
		当期末支払資金残高(11)+(12)		470,920	467,253	△3,667	